

## 障害のあるお子さんへの支援

### ■子ども総合センター（児童相談所）

言葉が遅れている、他の子どもと遊べない等、心身の発達に心配のあるお子さんに対し、児童福祉司、児童心理司等のスタッフが相談に応じ、専門的な判定や療育施設の紹介を行います。

また、障害のあるお子さんに訓練や療育を行うための施設（知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児等）の入所・通所の相談に応じています。

お問合せは子ども総合センター（児童相談所）へ（☎ 881-4556）  
戸畑区汐井町1-6（ウェルとばた内）  
入所・通所施設は 65 ページ

### ■総合療育センター

心身の障害（身体障害や知的障害など）や発達に心配のあるお子さんに対し、診断や治療などを行う病院機能、機能訓練などを通して発達を促す通所機能、また、障害のあるお子さんとその家族の地域における生活を支援する機能などを備えた複合的な施設です。事前に予約が必要です。

お問合せは総合療育センターへ（☎ 922-5596）  
小倉南区春ヶ丘 10-2

### ■総合療育センター西部分所

総合療育センターの支所で、市内西部地区の方の利便性を高めるために平成 28 年 4 月に開設した施設です。サービスは通所や通院によるもので、利用を希望される場合は、電話で予約してください。なお、通院については、総合療育センターで新患診察等を受けた後の受付や療育（リハビリ）のみとなります。

お問合せ・ご相談は総合療育センター西部分所へ  
（☎ 632-3600）八幡西区若葉 1-8-1

### ■特別支援教育相談センター

北九州市立特別支援教育相談センターでは、併設の北九州市立総合療育センター等と密接な連携を図りながら、専門的な立場から、幼児児童生徒、保護者、学校・幼稚園等への巡回相談・就学相談・教育相談・通級相談・早期相談を行っています。

お問合せは特別支援教育相談センターへ（☎ 921-2230）  
小倉南区春ヶ丘 10-2

### ■特別支援学校等

障害のあるお子さんの教育のため、特別支援学校を 8 校、特別支援学級を小学校 108 校、中学校 52 校に設置しています。また県立の視覚特別支援学校、聴覚特別支援学校が各 1 校あります。通常の学級に在籍している軽度の障害のあるお子さんは、必要に応じて通級による指導を利用できます。難聴、言語障害、情緒障害、LD・ADHD 及び弱視の通級指導教室を小学校 14 校、中学校 5 校に設置しています。

施設一覧は施設情報ページ  
お問合せは教育委員会特別支援教育課へ（☎ 582-3448）

### ■放課後等デイサービス

就学中の障害児を対象に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、その他支援を行います。

○対象者 就学している障害児

### ■おもちゃライブラリー

児童とその家族や児童福祉・教育関係者を対象に、玩具・絵本・遊具等の貸出や、玩具に関する各種相談・創作・研修活動等を行っています。

お問合せは各おもちゃライブラリーへ（☎ 65 ページ）

### ■情報提供

障害のあるお子さんとそのご家族が利用できるサービス・制度について、冊子、ホームページで詳しく紹介しています。

○障害者の福祉ガイド（冊子）

☞ 区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナーで配布しています

○北九州市障害福祉情報センター（ホームページ）

☞ <http://www.ksjc.jp>

### ■各種障害者手帳の交付

#### （身体障害者手帳、療育手帳【知的障害者】等）

身体障害や知的発達に遅れのあるお子さん等に交付され、各種のサービス・制度を利用できます。

### ■障害児福祉手当

精神または身体に障害のあるお子さん（20 歳未満）のうち、重度の障害があるため、日常生活で、常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の人に支給されます（所得制限あり）。

○支給額（平成 29 年 4 月時点）月額 14,580 円

### ■特別児童扶養手当

精神または身体に障害のあるお子さん（20 歳未満）を養育している父母等に支給されます（所得制限あり）。

○支給額（平成 29 年 4 月時点）

1 級（重度障害児） 1 人につき月額 51,450 円

2 級（中度障害児） 1 人につき月額 34,270 円

### ○重度障害者医療

重度障害者の健康の保持及び福祉の増進を図るため、保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します（所得制限あり）。

・対象者 市内に住む国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者が各種社会保険の被保険者・被扶養者で、身体障害者手帳 1 級又は 2 級の人、療育手帳「A」の人、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人

・助成内容 保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します。なお、標準負担額（入院時食事代）と訪問看護ステーションにおける訪問看護に要する費用の 1 割（月限度額 8,000 円を超えた分は申請により払い戻し）、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人の精神病床への入院医療費等は除きます。

### ○結核児童療育給付

お子さんが結核で、指定医療機関で入院治療をする場合、医療日用品の支給をします（所得に応じた自己負担は除きます）。

お問合せは区役所高齢者・障害者相談コーナーへ（☎施設情報ページ）

### ■医療費の助成

#### ○障害者自立支援医療（育成医療）

身体に障害を残すおそれのある疾病にかかっている 18 歳未満のお子さんで確実に治療効果が期待できる場合、指定医療機関での保険診療にかかる医療費の自己負担分を助成します（所得に応じた自己負担あり）。

・対象者 肢体不自由児、視覚、聴覚、音声・言語、そしゃく機能障害（唇顎口蓋裂に起因する歯科矯正を含む）、腎臓機能障害、心臓機能障害、小腸機能障害、その他内臓機能障害、免疫機能障害等）

#### ○小児慢性特定疾病医療

18 歳未満（18 歳までにこの事業の対象となっており 18 歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は 20 歳未満まで）のお子さんが、小児慢性特定疾病の治療を指定医療機関等で受けたとき、必要な医療費を給付します（所得に応じた自己負担あり）。また治療や学校等への連絡、急変時の対応に役立てるため、小児慢性特定疾病児手帳を交付しています。

また、在宅での日常生活に著しく支障がある児童に対し、車イスや特殊ベッド等の日常生活用具を給付します。

なお、平成 29 年 4 月から対象疾病が 704 から 718 に拡充されました。

・小児慢性特定疾患群 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群

お問合せは区役所子ども・家庭相談コーナーへ（☎施設情報ページ）

### ■「難病の患者に対する医療等に関する法律」による医療費の助成

厚生労働大臣が指定する難病の方に対して、指定難病や当該疾病に付随して発生する疾病の医療費の自己負担分の一部を助成します。

・対象者 国が指定する難病の患者で、次の①または②に該当する方

①病状の程度が一定以上の方

②高額な医療を継続することが必要な方

お問合せは区役所高齢者・障害者相談コーナーへ（☎施設情報ページ）